

行政文書の請求から公開までの流れ



請求者

- ① 相談
- ② 行政文書の特定
- ③ 請求書の提出

請求書の
受理

県政情報センター
又は
各警察署住民相談窓口（注）



諾否判断

神奈川県公安委員会
神奈川県警察本部長



諮問・答申



情報公開審査会

- ④ 諾否決定後、
決定通知書
を送付

不服申立て

不服申立てに対する
決定（裁決）書の送付

請求者



請求者



- ⑤ 公開決定の場合、
行政文書の閲覧等
（写しの交付の場合
は費用の徴収）

行政文書

県政情報センター

（注）警察署については当該警察署が管理する文書のみ請求を受け付けます。